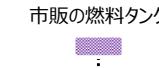
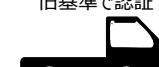
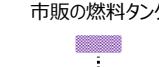


燃料タンクの基本構造、材質及び車体への取付方法が、2018年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と同一の車の新規検査時の取扱いについて（2018年9月1日以降～の新規型式取得車であってR34未対応の車の新規検査時の取扱いについて）

ケース	シャシメーカー認証時	新規検査時	新規検査等届出書	対応
1)燃料タンクの移設	旧基準で認証 	→ 移設 	<input type="checkbox"/> チェック不要 燃料タンク移設は"指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象とならない（衝突燃料漏れ要件が無い車に限る）。	対応不要
2)同一型式内(または同一の範囲内)に設定された複数の燃料タンク間の交換	旧基準で認証 	→ 交換 	<input type="checkbox"/> チェック不要 同一型式内に設定された燃料タンク間の交換は"指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象とならない。	対応不要
3)同一型式内(または同一の範囲内)に設定された複数の燃料タンク間の増設	旧基準で認証 	→ 増設 	<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 "指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象に当たる。旧基準対応で良い旨、説明が必要。	増設するタンクがシャシメーカーが設定したもので、旧基準で認可されたものであることを証明する資料（架装要領書等）を提示する。【事前申請不要】
4)他型式(または同一の範囲外)の車に設定された燃料タンクを利用した交換	旧基準で認証  旧基準 or R34で認証 	→ 交換 	<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 "指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象に当たる。交換したタンクについて、R34適合証明が必要。	
5)他型式(または同一の範囲外)の車に設定された燃料タンクを利用した増設	旧基準で認証  旧基準 or R34で認証 	→ 増設 	<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 増設したタンク（水色）について、R34適合証明が必要。尚、ライン装着されたオリジナルの燃料タンク（黒色の無改造タンク）にはR34適合証明を求めない。	<Eマーク付> ・交換/増設したタンクが装置指定品の場合は、Eマークラベルの実車確認で済とする。【事前申請不要】
6)市販の燃料タンクを利用した交換	旧基準で認証  市販の燃料タンク 	→ 交換 	<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 "指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象に当たる。交換した市販タンクについて、R34適合証明が必要。	<Eマーク無> ・交換/増設したタンクが装置指定品で無い場合は、R34適合のビデオ（試験成績書等）の提出が求められる。【事前申請必要】 ※救済策として、技術基準適合検討書の発行や、架装要領書に新基準適合タンクと分かる記述を加える等の対応が考えられる（具体事例発生時に詳細を詰める）。
7)市販の燃料タンクを利用した増設	旧基準で認証  市販の燃料タンク 	→ 増設 	<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 増設した市販タンク（紫色）について、R34適合証明が必要。尚、ライン装着されたオリジナルの燃料タンク（黒色の無改造タンク）にはR34適合証明を求めない。	

R34認証取得済の車の新規検査時の取扱い（2018年9月1日以降に新たに型式を取得した車の取扱い）

ケース	シャシメーカー認証時	新規検査時	新規検査等届出書	対応
1)燃料タンクの移設	 → 移設		<input type="checkbox"/> チェック不要 燃料タンク移設は"指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象とならない（衝突燃料漏れ要件が無い車に限る）。	対応不要
2)同一型式内(または同一の範囲内)に設定された複数の燃料タンク間の交換	 → 交換		<input type="checkbox"/> チェック不要 同一型式内に設定された燃料タンク間の交換は"指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象とならない。	対応不要
3)同一型式内(または同一の範囲内)に設定された複数の燃料タンク間の増設	 → 増設		<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 "指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象に当たる。	Eマークラベルの実車確認。または増設するタンクがシャシメーカーが設定したもので、新基準で認可されたものであることを証明する資料（架装要領書等）を提示する。【事前申請不要】
4)他型式(または同一の範囲外)の車に設定された燃料タンクを利用した交換	 → 交換 旧基準 or R34で認証		<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 "指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象に当たる。交換したタンクについて、R34適合証明が必要。	
5)他型式(または同一の範囲外)の車に設定された燃料タンクを利用した増設	 → 増設 旧基準 or R34で認証		<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 増設したタンク（水色）について、R34適合証明が必要。尚、ライン装着されたオリジナルの燃料タンク（黒色の無改造タンク）にはR34適合証明を求めない。	<Eマーク付> ・交換/増設したタンクが装置指定品の場合は、Eマークラベルの実車確認で済とする。【事前申請不要】
6)市販の燃料タンクを利用した交換	 → 交換 市販の燃料タンク		<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 "指定自動車等に対して変更している構造・装置"の記載対象に当たる。交換した市販タンクについて、R34適合証明が必要。	<Eマーク無> ・交換/増設したタンクが装置指定品で無い場合は、R34適合のビデオ（試験成績書等）の提出が求められる。【事前申請必要】 ※救済策として、技術基準適合検討書の発行や、架装要領書に新基準適合タンクと分かる記述を加える等の対応が考えられる（具体事例発生時に詳細を詰める）。
7)市販の燃料タンクを利用した増設	 → 増設 市販の燃料タンク		<input checked="" type="checkbox"/> チェック必要 増設した市販タンク（紫色）について、R34適合証明が必要。尚、ライン装着されたオリジナルの燃料タンク（黒色の無改造タンク）にはR34適合証明を求めない。	